

2 訪問入浴介護サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目	イ 訪 問 入 浴 介 護 費	看護職員1人及び介護職員2人	1,250 単位	清拭又は部分浴のとき × 70%	1,250 875 1,188
12	1111 訪問入浴		介護職員3人の場合		清拭又は部分浴のとき × 70%	832
12	1112 訪問入浴・部分浴					
12	1121 訪問入浴・職員のみ					
12	1122 訪問入浴・職員のみ・部分浴		事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
12	4111 訪問入浴同一建物減算1		同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
12	4112 訪問入浴同一建物減算2					
12	8000 特別地域訪問入浴介護加算	特別地域訪問入浴介護加算			所定単位数の 15% 加算	1回につき
12	8100 訪問入浴小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	
12	8110 訪問入浴中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	
12	6100 訪問入浴サービス提供体制加算 1	ロ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算()イ	36 単位加算	36	
12	6101 訪問入浴サービス提供体制加算 2		(2)サービス提供体制強化加算()ロ	24 单位加算	24	
12	6106 訪問入浴処遇改善加算	ハ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 58/1000 加算		1月につき
12	6105 訪問入浴処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 42/1000 加算		
12	6102 訪問入浴処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 23/1000 加算		
12	6103 訪問入浴処遇改善加算		(4)介護職員処遇改善加算()	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
12	6104 訪問入浴処遇改善加算		(5)介護職員処遇改善加算()	(3)で算定した単位数の 80% 加算		